

- 政府決定「労働目的でロシア連邦に入国する外国人への招待状交付の割当数承認について」  
 Бюро правовой информации 法律情報局ニュース  
 <[http://www.bpi.ru/doc.asp?ob\\_no=14868&print=1](http://www.bpi.ru/doc.asp?ob_no=14868&print=1)>
- (5) Постановление Правительства Российской Федерации от 1 ноября 2002г. №790 «О квотах на выдачу иностранным гражданам и лицам без гражданства разрешений на временное проживание в Российской Федерации»  
 政府決定「外国人と無国籍者へロシア連邦における一時的居住許可証交付の割当数について」  
*Российская газета*, (『ロシア新聞』) 2002.11.13
- (6) Расположение Правительства Российской Федерации от 9 ноября 2002г. №1549-р «Приказ о введении в действие миграционных карт»  
 政府令「移民カード導入令」  
*Российская газета*, (『ロシア新聞』) 2002.11.13
- (7) Указ Президента Российской Федерации №232 «О совершенствовании государственного управления в области миграционной политики»  
 大統領令「移民政策分野における国家管理の向上」  
*Российская газета*, (『ロシア新聞』) 2002.2.28
- (8) Пояснительная записка к проекту Федерального закона «О правовом положении иностранных граждан в Российской Федерации»  
 「ロシア連邦における外国人の法的地位法案」の説明文  
 <[http://www.bpi.ru/doc.asp?ob\\_no=14882&print=1](http://www.bpi.ru/doc.asp?ob_no=14882&print=1)>
- (9) その他「ロシア連邦における外国人の法的地位法」関連記事は、「法律情報局ニュース」<Бюро правовой информации> を参照 <<http://www.bpi.ru>>

(とき やすこ・海外立法情報課)

## 【短信：韓国】

### 経済自由区域法

小川 昌代

#### 制定の経緯

2002年11月14日、経済自由区域の指定及び運営に関する法律(以下、「経済自由区域法」という。)が、国会本会議で可決された。韓国は外資誘致を経済政策の柱と考えており、すでに外国人投資地域や自由貿易地域などで税制上の減免措置を実施している。今回構想された経済自由区域では、より広範囲な優遇措置がとられ、税制以外に、労働、環境、医療、教育等の分野でも法規制が緩和される見通しとなった。

同法は、4月4日に大統領主催の国民経済諮問会議が開かれた際に発表された「北東アジアにおけるビジネスハブ国家実現のための基本青

写真」を踏まえ、財政経済省、教育人的資源省など21の官庁が7月24日付でとりまとめた「北東アジアにおけるビジネスハブ国家実現案」が土台となっている。

実現案の発表後、財政経済省は、経済特別区域の指定及び運営に関する法律案を8月19日に立法<sup>(註1)</sup>予告し、10月16日の国务会議を経て、通常国会に提出した。

国会財政経済委員会は審議の過程で、経済自由区域が首都圏を中心とする一部の地域のみ限定されることを懸念し、概ね次のように法律案を修正した。

1. 題名中の「経済特別区域」を「経済自由

区域」に変更する。

2. 市長と道知事のほか、財政経済大臣にも経済自由区域を指定する権限を与える。
3. 経済自由区域の条件とされている「国際空港・国際港湾」等が整備されていなくても、経済自由区域指定を可能にする。
4. すでに土地開発が完了していたり、小規模区域の場合は、経済自由区域の指定に必要な経済自由区域開発計画の簡略化を認める。

修正案は法制司法委員会を経て、11月8日に国会本会議に上程される予定であったが、労働団体の反発が強く、審議は延期された。

2003年2月の金大中大統領の任期終了前に法案成立を目指していた政府は、与党の新千年民主党(民主党)、野党のハンナラ党と自由民主連合(自民連)の3党とともに11月14日午前に懇談会を開き、修正案のうち、上記3と4について、経済自由区域の拡大を防ぐ方向で再修正し、同法の施行と施行令制定には労働界を含む各界の意見を取り入れることで合意した。

同日午後、合意事項が反映された再修正案が国会本会議に上程され、採決の結果、出席議員193人中、賛成125人、反対55人、棄権13人で可決された。同法は来年7月から施行され、施行令及び施行規則は、来年上半期に制定される予定である。

## 法案の構成と主な内容

法案は、全8章35条及び附則からなり、構成と主な内容は、次のとおりである。

- 第1章 総則
- 第2章 経済自由区域の指定
- 第3章 経済自由区域開発事業の施行
- 第4章 外資系企業の経営活動支援
- 第5章 外国人の生活条件の改善
- 第6章 経済自由区域委員会等
- 第7章 補則

## 第8章 罰則

### 第1章 総則

この法律は、経済自由区域の指定及び運営を通じて、外資系企業の経営環境と外国人の生活条件を改善することで、外国人投資を促進し、さらに国家経済力を強化し、地域間の均衡発展を図ることを目的とする(第1条)。

### 第2章 経済自由区域の指定

経済自由区域の指定を求める市長及び道知事は、経済自由区域開発計画を作成し、財政経済大臣に提出する。財政経済大臣は、第6章で定める経済自由区域委員会の審議と決定を経て、経済自由区域を指定する。また、市長と道知事の同意及び経済自由区域委員会の審議と決定を経た後、財政経済大臣自身が経済自由区域開発計画を策定し、経済自由区域を指定することも可能である(第4条)。

経済自由区域委員会は、経済自由区域の指定に関する審議と決定にあたって、外国人の投資誘致及び定住の可能性、国際空港・国際港湾・広域交通網・情報通信網・用水・電力等の基盤施設、環境的に健全で持続可能な発展の可能性等の事項を考慮する(第5条)。

経済自由区域開発計画は、経済自由区域の未来のビジョンを提示し、それにより外国人の投資誘致及び定住を誘引できるものを策定する(第6条)。

### 第3章 経済自由区域開発事業の施行

国及び地方自治体は、経済自由区域の開発事業を円滑に施行するために必要な場合は、法人税、所得税、関税、取得税、登録税、財産税、総合土地税等の租税及び開発利益還元に関する法律、農地法、草地法、山林法、都市交通整備促進法、自然環境保全法、公有水面管理法、環境改善費用負担法が定めるところにより、開発

負担金、農地造成費、代替草地造成費、代替造林費、山林専用負担金、交通誘発負担金、生態系保全協力金、公有水面占用料・使用料、環境改善負担金を減免することができる（第15条）。

#### 第4章 外資系企業の経営活動支援

国及び地方自治体は、経済自由区域に入居する外資系企業に対して、国税、地方税、国有・公有財産の賃貸料を減免することができる。また、地方自治体は、入居する外資系企業に賃貸する敷地の造成、土地等の賃貸料の減免、医療施設・教育施設・住宅等の各種外国人用便宜施設の設置に必要な資金を支援できる（第16条）。

入居する外資系企業に対しては、以下の法律の条項等の適用が除外される（第17条）。

- ・ 国家有功者等礼遇及び支援に関する法律  
第31条（就業保護実施機関の採用義務）
- ・ 障害者雇用促進及び職業再活法  
第24条（事業所の障害者雇用義務）
- ・ 高齢者雇用促進法  
第12条（事業主の高齢者雇用努力義務）
- ・ 中小企業の事業領域保護及び企業間協力増進に関する法律  
第4条（固有業種分野に対する大企業の参加制限）  
第12条（指定系列化業種）<sup>(注3)</sup>
- ・ 首都圏整備計画法  
第7条（過密抑制圏域内における制限）  
第8条（成長管理圏域内における制限）  
第12条（過密負担金の賦課・徴収）  
第18条（総量制限）  
第19条（大規模開発事業に対する規制）
- ・ 勤労基準法（日本の労働基準法に相当する。）  
第54条（休日）  
第57条（月次有給休暇）  
第71条（生理休暇）
- ・ 派遣勤労者保護等に関する法律<sup>(注4)</sup>  
第5条（勤労者派遣対象業種）

#### 第6条（派遣期間）

#### 第5章 外国人生活条件の改善

市長及び道知事は、外資系企業及び外国人の便宜を図るため、公文書を外国語で発刊・受付・処理するなどの外国語のサービスを提供する（第20条）。

大統領令が定める規模以下の経常取引による代価は、外貨で直接支払うことができる（第21条）。

経済自由区域委員会の審議と決定を経て、教育人的支援大臣の承認を得た場合は、外国学校法人は、経済自由区域に外国教育機関を設立することができる（第22条）。

経済自由区域委員会の審議と決定を経て、保健福祉大臣の許可を得た場合は、外国人は、外国人専用の医療機関を開設することができる。また、保健福祉大臣に申請すれば、外国人は、外国人専用の薬局を開設することが認められ、外国の医師又は薬剤師免許所有者は、保健福祉大臣が定めた基準に基づいて、経済自由区域に開設された外国人専用の医療機関又は薬局に勤務することができる（第23条）。

#### 第6章 経済自由区域委員会等

経済自由区域に関する政策は、財政経済省傘下の経済自由区域委員会が遂行し、これを補助する実務機関として、経済自由区域企画団を設置する（第25条、第26条）。

経済自由区域内の市長、郡守又は区長が遂行する事務のうち、特定の事務については、市長と道知事所属の担当行政機構が直接遂行する（第27条）。

#### 第7章 補則

財政経済大臣は、経済自由区域の運営目的に照らし合わせて、経済自由区域への入居が不相当であると判断される業種又は施設のうち、大

統領令の定めるものについて、経済自由区域委員会の審議と決定を経て、告示することができる（第29条）。

## 第8章 罰則

不法に外国人専用の医療機関又は薬局に勤務した医師又は薬剤師は、5年以下の懲役又は5000万ウォン（約500万円）以下の罰金に処する（第31条）。

不正な方法で外国教育機関の承認を得た者、又は教育人的資源大臣の承認なく、事実上学校を運営した者は、3年以下の懲役又は3000万ウォン（約300万円）以下の罰金に処する（第32条）。

## 法案の問題点

法案に対して、各方面からさまざまな意見が出されている。

まず、法案の優遇措置は外資を誘致するには不十分で、経済自由区域としての魅力に欠けているため、より大胆に規制を緩和し、他地域との差別化を図るべきだという意見がある。

それに対し、大韓商工会議所や全国経済人連合会（全経連）などの経済団体は、特定地域のみを経済自由区域化した場合、国内企業に対して逆差別になるとし、全国を経済自由区域化し、労働や教育の分野で法規制を緩和することを主張している。

もっとも問題となっているのは、勤労基準法において有給で与えることが義務づけられている休日、月次休暇（月1日）、生理休暇（月1日）について例外が認められたことと、派遣勤労者保護等に関する法律の派遣対象業種と派遣期間の例外が一部（専門職のみ）認められたことである。

全国民主労働組合総連盟（民主労総）と韓国労働組合総連盟（韓国労総）は、これは労働者の権益侵害であり、その範囲が拡大する可能性

が大きいとして、大統領が法案に対する拒否権を行使しない場合、合同で全面ストライキに突入すると明らかにしている。

また、両労総や、経済正義実践市民連合（経実連）、ソウルYMCAなど92の団体は、11月15日、「経済自由区域法案に反対する92の市民社会団体一同」名義で声明を発表し、「法案は外資誘致と雇用促進に寄与するとしている政府の主張とは異なり、労働者を保護する最小限の規制すらなく、女性や不安定雇用者の搾取が強化されることになる」と主張している。そのほか、医療、環境分野からも反対意見が出されており、市民の同意をどのように得るかが大きな課題である。

## 今後の展望

法案の中で、経済自由区域として指定されるうえで必要な条件として、国際空港と国際港湾の存在があげられているため、その条件を備えている、仁川、釜山、光陽の3カ所が、現在、経済自由区域の候補地とみなされている。

仁川港と、2001年に開港した仁川国際空港を擁する仁川は、松島新都市、永宗島一帯、西北部埋立地の3カ所を経済自由区域とする予定で、2020年まで3段階に分けて開発が進められる。

仁川国際空港に隣接した永宗島一帯は、関税自由区域を含む国際流通業務の拠点とレジューパークとして、西北部埋立地は国際金融センター、宅地、レジューパーク、花卉輸出基地として開発される。松島新都市は、国際ビジネスセンター、バイオ産業センター、知識情報センターが建設される予定である。

松島新都市については、仁川市が米国の不動産登記会社のゲール社と、コンベンションセンター、オフィスビル、ホテル等を含む国際ビジネスセンター建設に向けて契約を締結し、127億米ドルの投資を誘致する計画である。また、

米国のバイオテクノロジー会社のバクスジェン社が1億5000万米ドルを投資して、バイオ関連の研究開発センターと生産施設を建設することも決まっている。

一方、駐韓外国企業120社を対象にした全経連のアンケート調査（10月7日発表）では、回答のあった61社のうち、57社が「経済自由区域に入居する意思はない」又は「未定」、3社が「入居する意思がある」と回答していることが明らかになった。また、外資誘致に積極的な他の国（地域）と立地条件の競争力を数値で比較する設問では、シンガポールを100とした場合、香港75.0、上海73.5だったのに対し、韓国は54.4と評価されている。

政府の間でも、経済自由区域が設置されたとしても、外国企業が韓国に投資するうえでもっとも大きな障害と認識している労使争議の不安が解消されないかぎり、外資誘致は望めないとの見方がある。躍進めざましい中国はもちろん、英語を公用語とし、早くから税制等の面で外資導入のための施策を展開しているシンガポールや香港等より魅力ある環境をどのように整えていくか、模索は続くものと思われる。

また、韓国は今年10月14日、4年越しで協議を続けてきたチリとの自由貿易協定（FTA）に関する交渉を決着させ、シンガポールとも締結に向けて交渉を行うことで合意した。日本とは1998年以来、自由投資協定及び自由貿易協定に関する交渉が進められており、さらに日中韓の自由貿易協定についても、今後研究が活発化する見通しである。

（注）

- (1) 立法予告は、立法を推進しようとする法案の内容を予め一般公開し、国民の意見を立法に反映させる制度。
- (2) 1984年に制定された国家有功者等礼遇及び支援に関する法律では、殉職した軍人や警察官等及びその遺族等に対して、教育・就業・医療等の面で優遇措置を定めている。
- (3) 中小企業への委託依存度が高く、受託企業の振興、産業の国家競争力強化及び産業構造の高度化に、特に必要と認められる業種については、中小企業庁長官が「指定系列化業種」として定め、委託企業はその業種品目を、受託企業に委託しなければならないとしている。
- (4) 1998年に制定された派遣勤労者保護等に関する法律では、派遣労働者の権益を保護するため、労働者を派遣できる職種と派遣期間を定めている。現在、秘書や調理師等の26の専門業種に限って、派遣労働者を常時使用することができ、派遣期間は最長2年である。

（参考文献）

- ・韓国国会ホームページ  
(<http://www.assembly.go.kr/>)
- ・財政経済省ホームページ  
(<http://www.mofe.go.kr/>)
- ・民主労総ホームページ  
(<http://www.nodong.org/>)
- ・社会進歩連帯ホームページ  
(<http://www.pssp.org/>)

（おがわ まさよ・海外立法情報課）